

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
市民生活部 ・ 地域安全課 （環境政策室、高岡斎場） ・ 共創まちづくり課 （多文化共生室、地区連絡センター、消費生活センター） ・ 支所（伏木、戸出、中田、福岡） 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 3 年 4 月 5 日 ） 令和 3 年 4 月 27 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 樋 詰 和 子

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 2 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 政府が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を表明したことにより、環境政策のさらなる強化が重要であると考えます。ゼロカーボン実現に向けたロードマップの策定をはじめ、各施策事業の推進に取り組まれます。

[地域安全課（環境政策室）]

イ 市民と行政等が共にまちを創り上げていく「共創」という視点はこれからのまちづくりにおいて非常に重要である。これまでのやり方にとらわれることなく、事業内容や周知方法をブラッシュアップし、市民に対し、一層「共創」の浸透を図られたい。

[共創まちづくり課]

ウ 地域のつながりが希薄化し、自治会活動が衰退してきている現状を打破するため、「共創」の視点を取り入れながら、市民意識の向上を目指して、多くの市民が自治会活動に参加しやすい仕組みの構築に努められたい。

[共創まちづくり課]